

(平成25年12月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から62年3月まで

昭和56年12月に町営住宅に転居してから、婦人会の集金人が、国民年金保険料の集金に来るようになり、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

役場からは、一度も国民年金保険料の納付の督促を受けたことは無く、保険料のほか、税金、町営住宅家賃、水道料等支払うべきものは全て支払っているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料を納付していたとするその妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の妻が申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、婦人会の集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人夫婦が居住していたA町（現在は、B町）では、婦人会による保険料の集金が行われていたことが、B町の回答及び同町の国民年金被保険者名簿に記載された納付組織名により確認できる上、申立人夫婦が居住していた町営住宅は、申立人の妻が記憶する集金人が担当していたことを、同じ町営住宅に居住する者が保管する保険料の納入案内書及び近隣住人の証言により確認できる。

さらに、申立人の妻は、「一度も国民年金保険料の納付の督促を受けたことは無い。」と主張しているところ、B町では、「当時、納付組織による国民年金保険料の徴収率は100パーセントに近かった。保険料の徴収管理は厳しく行っ

ており、保険料の未納があれば必ず督促し、担当職員が徴収に行っていたので、46 月も未納のままにしておくことは考え難い。申立人が長期未納者として別に管理されていた記憶も無く、申立期間当時、申立人の保険料は収納されていたとしか考えられない。」と回答している。

加えて、申立人の妻は、国民年金保険料を納付した際の状況等を明確に記憶しており、申立期間前後を通して申立人夫婦の生活に大きな変化は見られないことから、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から62年3月まで

昭和56年12月に町営住宅に転居してから、婦人会の集金人が、国民年金保険料の集金に来るようになり、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。

役場からは、一度も国民年金保険料の納付の督促を受けたことは無く、保険料のほか、税金、町営住宅家賃、水道料等支払うべきものは全て支払っているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、婦人会の集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人夫婦が居住していたA町（現在は、B町）では、婦人会による保険料の集金が行われていたことが、B町の回答及び同町の国民年金被保険者名簿に記載された納付組織名により確認できる上、申立人夫婦が居住していた町営住宅は、申立人が記憶する集金人が担当していたことを、同じ町営住宅に居住する者が保管する保険料の納入案内書及び近隣住人の証言により確認できる。

さらに、申立人は、「一度も国民年金保険料の納付の督促を受けたことは無い。」と主張しているところ、B町では、「当時、納付組織による国民年金保険料の徴収率は100パーセントに近かった。保険料の徴収管理は厳しく行っており、保険料の未納があれば必ず督促し、担当職員が徴収に行っていたので、46月も未納のままにしておくことは考え難い。申立人が長期末納者として別に管

理されていた記憶も無く、申立期間当時、申立人の保険料は収納されていたとしか考えられない。」と回答している。

加えて、申立人は、国民年金保険料を納付した際の状況等を明確に記憶しており、申立期間前後を通して申立人夫婦の生活に大きな変化は見られないことから、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

申立期間は、A社本社から同社B支店に異動した時期であり、その前後の期間を通して継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された申立人に係る人事異動記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社本社に採用され、2か月間の研修後、同年6月1日に同社B支店へ異動となり、この間継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された申立人に係る人事異動記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和53年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月31日から同年8月1日まで

昭和48年5月1日から53年7月末日までA社(昭和54年10月20日にB社に合併)に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると53年7月31日に同保険の被保険者資格を喪失したこととなっている。

厚生年金基金の加入記録では、昭和53年8月1日に資格を喪失したこととなっているので、申立期間における厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金の加入記録及びB社から提出された申立人の人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員索引票及び加入員番号払出簿によると、申立人の加入員資格喪失日は昭和53年8月1日と記載されていることが確認できるとともに、当該記録が訂正された形跡は無い。

さらに、B社は、「申立期間当時における厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失に係る届出書は、社会保険事務所に提出するものと厚生年金基金に提出するものが一体となった複写式の様式を使用していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和53年8月1日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和53年6月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月1日から同年6月1日まで
B社から子会社であるA社に昭和52年1月に出向し、そのまま同社に転籍となったが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人が、親会社と主張するB社と申立事業所であるA社については、商業登記簿謄本によると、両社は同じ場所に存在していたことが確認できる上、両社の取締役を兼任している者が存在すること、及び同僚の供述から判断すると、両社は関連会社であると認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、B社からA社に昭和51年4月に出向しているが、申立人は翌年の1月に同社に出向してきており、一緒に仕事をした。」と供述していることから、申立人が申立期間以前からA社に出向していたことが推認できる上、オンライン記録により、申立人と同様にB社及びA社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人のうち3人（申立人を含む。）について、同社において同年4月16日から勤務を開始したとする者が、「私が勤務を開始した時は、既に勤務していた。」と供述していることから判断すると、同年5月1日の前後において、申立人の勤務場所、

勤務形態及び業務内容等に変化は無かったものと認められる。

さらに、上述の同僚は、「申立期間も引き続き給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和52年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によると、A社は、昭和52年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の従業員の供述により、当該期間において、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和59年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから確認できないが、事業主は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 2330 (旭川国民年金事案 363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年3月まで

前回の申立てでは、昭和41年4月頃、私の職場にA市B支所の男性職員から電話があり、「20歳から国民年金保険料を納付することになっています。」と言われたので、その後、同支所で国民年金への加入手続を行い、保険料を分割で納付したが、申立期間の保険料が未納となっていることに納付できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないと判断された。

再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな事情は無いが、保険料を納付していたことは間違いないので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和41年4月頃にA市B支所で国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年1月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている発行日「昭和43年1月10日」と一致する上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B支所で分割納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の所持する国民年金手帳の表紙には、「40・41 納付状況」と書かれた紙が貼られており、昭和41年度の保険料を昭和43年12月14日に過年度納付していることが確認できる一方、40年度の欄は空欄となっていることから、申立人は41年4月以降の保険料から納付し始めたと考えるのが自然であること、iii) 申立人が申立期間の国民年金

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 7 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行っているが、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料等を提供することなく、申立期間の保険料を納付していたのは確かであると主張するのみである上、同委員会においてこれまで収集した資料及び調査内容を年金記録確認北海道地方第三者委員会で再度検討したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無く、ほかに年金記録確認旭川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月頃に、父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月頃に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同年12月頃に一括で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、46年9月に払い出されたことが確認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、申立人の父親が申立期間の保険料をA市役所のB支所の窓口で納付したとしている一方、同市では、過年度保険料の収納事務は行っていなかったとしていることから、申立人の父親が申立期間の保険料を過年度納付したものは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私が20歳になった昭和47年*月頃に、夫の父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年*月頃に、申立人の義父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同年7月頃に一括で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、48年7月16日に払い出されたことが確認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の義父は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないとしていることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、申立人の義父が申立期間の保険料をA市役所のB支所の窓口で納付したとしている一方、同市では、過年度保険料の収納事務は行っていなかったとしていることから、申立人の義父が申立期間の保険料を過年度納付したものは考え難い。

加えて、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から45年6月まで

私は昭和40年8月頃に、元夫の友人であるA市役所の職員に勧められ、同市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、申立期間について保険料の納付が確認できない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和40年8月頃にA市役所で行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、申立期間後の45年7月30日にA市で払い出されたことが確認できる上、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）、A市の国民年金被保険者台帳及び申立人が保管する年金手帳のいずれにおいても、申立人は、同年7月13日に任意加入により初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたものと認められる。

また、申立人は、昭和45年7月13日に国民年金の任意加入手続を行った記憶は無く、当該手続は元夫が行ったと述べているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に対して払い出された別の同手帳記号番号が確認できない上、A市でも申立人に対し、別の同手帳記号番号を払い出した形跡は見当たらないと回答していることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から63年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から63年12月まで
昭和48年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後に、国民年金保険料の免除申請の手続を行った。
申立期間の国民年金保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和45年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の免除申請はできない期間である。

また、申立人が申立期間当時に居住していたとするA市は、「申立人が申立期間において国民年金に加入していた記録が無く、また、国民年金保険料の免除申請は、毎年度、市役所窓口で手続する必要があるが、申立人が申立期間において免除申請の手続を行った形跡は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料が免除されていた根拠として平成5年12月24日付けの日付印が押されたはがきの写しを提出し、「A市役所から『老齢基礎年金裁定請求について』のはがきを受け取ったのだから老齢基礎年金を受け取れるはずである。」としているが、A市に照会したところ、同市は、「この当時は、受給資格期間を満たしているか、合算対象期間を確認する必要があることから、住民基本台帳により65歳到達者全員に一律にはがきを発送していたものであり、はがきを受け取ったから老齢基礎年金の受給権があるという意味ではない。」と回答している。

加えて、申立期間は184か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料が免除されるためには毎年度免除申請の手続を行わなければならないことから、

申立期間の免除記録が全て欠落するとは考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料等は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年7月まで

昭和43年4月に会社を退職した後の失業期間中に、妻の分と併せて二人分の国民年金保険料を納付したと思う。妻と国民年金保険料を納付した時の会話を度々思い出すので、領収証等の証拠となる資料は無いが、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人について、昭和43年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金に加入した記録は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対し、国民年金制度発足前の昭和35年11月に国民年金手帳記号番号が母親と連番でA町において払い出されていることが確認できるものの、申立人は、当該手帳記号番号に係る国民年金被保険者資格を36年11月に喪失しており、当該手帳記号番号において国民年金保険料を納付した記録も無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に住所を定めていたB市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらない上、同市は、「申立人について、国民年金に関する資格取得、喪失及び保険料納付の記録が無いことから、申立期間について、国民年金に関する手続を行っていないと思われる。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から45年9月までの期間及び58年4月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から45年9月まで
② 昭和58年4月から平成4年3月まで

申立期間①について、昭和40年12月に私が結婚するまでは、母が私の国民年金保険料を納付していたことを記憶しており、結婚してからは、私が自宅に来る集金人に私と夫の保険料を一緒に納付していた。

また、申立期間②についても私と夫の国民年金保険料を納付書により一緒に納付していた。

両申立期間について、夫の国民年金保険料のみが納付済みとされており、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持している国民年金手帳の記載により、当該手帳の発行日が昭和47年10月27日であることが確認でき、申立人は、その頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、申立人が所持する領収証書によると、当該手帳が発行された直後の同年11月4日に、過年度分となる45年10月から47年3月までの国民年金保険料が遡って納付されているが、当該時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間②について、申立人は、「私と夫の国民年金保険料を納付書により一緒に納付していた。」と主張しているが、申立人の夫に係る当該期間のA市の国民年金被保険者名簿には、金融機関コードと口座番号が記載されており、申立人の夫は口座振替により国民年金保険料を納付していたと認められることから、申立人の主張とは相違するほか、申立人に係る同名簿には、これ

らが記載されていないことから、申立人が口座振替により保険料を納付していたものとは認められない上、申立期間②に係る同市の被保険者名簿とオンライン記録の国民年金保険料納付状況は、共に未納で一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。